

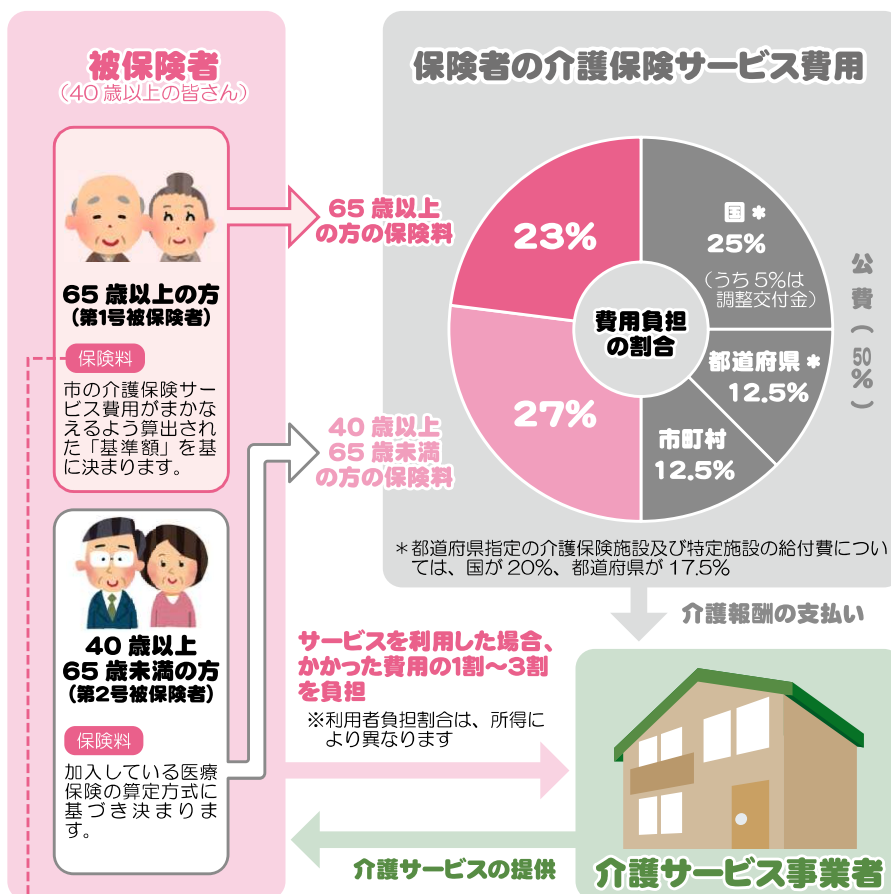


## 第6章 第1号被保険者の介護保険料の設定

### 1 給付と負担の関係

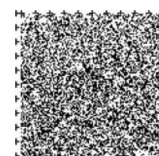
65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になっています。従って、介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。

**介護保険料について** 40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国や市町村の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料算定方法

$$\text{介護保険サービス費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合 (23\%)} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$



## 2 志布志市の第7期介護保険の状況

### (1) 第7期(平成30年度～令和2年度)介護保険料算定の経緯

第7期の保険料基準額の算定に当たっては、第1号被保険者が負担する保険料率が、23%（第6期は22%）に引き上げられたこと及び令和元年10月に消費税率の引き上げが予定していたことなどが影響して、保険料を上昇させる要因となり、保険料基準額は、月額6,320円となりました。

### (2) 第7期給付計画値に対する実績

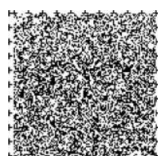
令和元年10月からの消費税率引上げに伴う介護報酬改定が実施されましたが、第7期全体としては、標準給付費及び地域支援事業費とも、給付計画値に対して実績値が下回る見込みとなりました。要因としては、要介護（要支援）認定者が推計値を下回り、介護サービス利用者が伸びなかったことによるものと分析しています。

単位：千円

	第7期(平成30年度～令和2年度)		
	計画値(A)	実績値(B)	差(A)-(B)
総給付費	10,807,045	10,101,541	705,504
居宅サービス給付費(介護給付)	3,725,777	3,337,844	387,933
居宅サービス給付費(予防給付)	210,074	211,058	△984
地域密着型サービス給付費	2,441,762	2,087,600	354,162
施設サービス給付費	4,429,432	4,465,039	△35,607
特定入所者介護サービス費等給付額	624,000	576,646	47,354
高額介護サービス費等給付額	364,000	320,057	43,943
高額医療合算介護サービス費等給付額	45,000	34,112	10,888
審査支払手数料	9,417	8,047	1,370
標準給付費	11,849,462	11,040,403	809,059
地域支援事業費	348,000	300,790	47,210

※ 令和2年度の実績については、令和2年12月末日現在の推計値です。

※ 端数処理の関係上、合計が合わないことがあります。



### (3) 第7期介護保険料収納必要額に対する実績

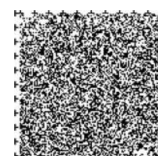
第7期は約20億3,900万円を保険料収納必要額としていましたが、収納予定額は約20億6,000万円となり、必要な保険料を確保でき、健全な介護保険事業の財政運営が可能となりました。

単位:千円

	第7期(平成30年度～令和2年度)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
調定額	731,278	713,268	686,636	2,131,182
収納額	709,360	691,828	665,762	2,066,950
収納率	96.95%	96.96%	96.96%	96.96%

※ 平成30年度、令和元年度の収入済額は還付未済分を差し引いた額です。

※ 令和2年度の実績については、令和2年12月末日現在の推計値です。



### 3 志布志市の第8期介護保険料

#### (1) 第8期標準給付費等の見込み

第1号被保険者が保険料として負担する額は、総給付費に特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加えた標準給付費と、地域支援事業費に係る費用を基に算出されます。

標準給付費の見込み

単位：千円

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	3,471,083	3,494,533	3,587,108	10,552,724
居宅サービス給付費(介護給付)	1,182,900	1,199,429	1,205,118	3,587,447
居宅サービス給付費(予防給付)	69,411	70,076	69,448	208,935
地域密着型サービス給付費	749,331	754,772	811,198	2,315,301
施設サービス給付費	1,469,441	1,470,256	1,501,344	4,441,041
特定入所者介護サービス費等給付額	161,113	151,313	151,234	463,660
高額介護サービス費等給付額	100,964	101,420	101,368	303,752
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,196	11,277	11,271	33,744
審査支払手数料	2,705	2,724	2,723	8,152
標準給付費見込額 ①	3,747,061	3,761,267	3,853,704	11,362,033

地域支援事業費の見込み

単位：千円

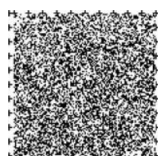
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	56,450	56,450	56,450	169,350
包括的支援事業・任意事業費	52,000	52,000	52,000	156,000
地域支援事業費 ②	108,450	108,450	108,450	325,350

第1号被保険者の負担相当額の見込み

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 ①	3,747,061	3,761,267	3,853,704	11,362,033
地域支援事業費 ②	108,450	108,450	108,450	325,350
合計 ③				11,687,383
第1号被保険者負担割合 ④				23.0%
第1号被保険者負担相当額 (③×④)				2,688,098

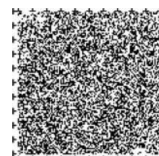
※ 端数処理の関係上、合計が合わないことがあります。



## (2) 保険料の所得段階区分の考え方

本市では、これまでも第5期から特例段階を設けており、第6期からは12段階を設定し、低所得者への負担軽減を行うことや、負担が可能と考えられる所得者については、多段階化することできめ細かい保険料負担段階を設けています。

段階	対象者	保険料率	令和3年(見込み)	
			人数	(構成比)
第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	0.50	2,864人	(26.6%)
	世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤80万円)			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 (合計所得金額+課税年金収入≤120万円)	0.73	1,658人	(15.4%)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税(上記以外)	0.75	1,174人	(10.9%)
第4段階	本人が市町村民税非課税 (課税年金等収入+合計所得金額≤80万円)	0.90	797人	(7.4%)
第5段階	本人が市町村民税非課税(上記以外)	1.00	1,034人	(9.6%)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円未満	1.25	1,550人	(14.4%)
第7段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が120万円以上160万円未満	1.30	721人	(6.7%)
第8段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が160万円以上210万円未満	1.35	420人	(3.9%)
第9段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が210万円以上260万円未満	1.50	172人	(1.6%)
第10段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が260万円以上320万円未満	1.55	86人	(0.8%)
第11段階	本人が市町村民税課税で、 合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.60	97人	(0.9%)
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が <sup>※</sup> 400万円以上	1.70	194人	(1.8%)
		計	10,767人	(100%)



### (3) 第8期介護保険料の設定

標準給付費見込額等を基に、第1号被保険者の所得段階区分にて保険料を算定すると、第8期の保険料基準額は月額6,690円となります。しかし、第7期については、給付計画値に対して実績値が下回る見込みのため、剰余金が生じる見込みとなります。令和2年度の介護保険特別会計の決算見込みから第8期へ繰り入れる剰余金（準備基金取崩額に相当）を1億6,440万円と見込みました。

この剰余金を第8期の保険料を下げることに用いることで、保険料基準額を月額490円減額する効果があります。

これにより、第8期の保険料基準額は月額6,200円に設定するものです。

保険料収納必要額の見込み

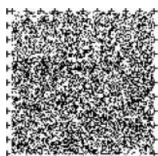
単位：円

		第8期計画期間			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	①	3,747,061,483	3,761,267,189	3,853,704,115	11,362,032,787
地域支援事業費	②	108,450,000	108,450,000	108,450,000	325,350,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	③	56,450,000	56,450,000	56,450,000	169,350,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		48,000,000	48,000,000	48,000,000	144,000,000
包括的支援事業（社会保障充実分）		4,000,000	4,000,000	4,000,000	12,000,000
第1号被保険者負担相当額（（①＋②）×23%）	④	886,767,641	890,034,953	911,295,446	2,688,098,041
調整交付金相当額（（①＋③）×5%）	⑤	190,175,574	190,885,859	195,507,706	576,569,139
調整交付金見込額	⑥	345,739,000	334,814,000	331,190,000	1,011,743,000
調整交付金見込交付割合		9.09%	8.77%	8.47%	
後期高齢者加入割合補正係数		0.8938	0.9086	0.9228	
所得段階別加入割合補正係数		0.9200	0.9200	0.9200	
財政安定化基金償還金	⑦	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	⑧	0	0	0	0
準備基金取崩額	⑨				164,400,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	⑩				7,800,000
<b>保険料収納必要額（④＋⑤－⑥＋⑦＋⑧－⑨－⑩）</b>					<b>2,080,724,180</b>
予定保険料収納率					97.10%

第8期第1号被保険者の保険料

単位：円

段階	保険料率	保 険 料	
		月額	年額
第1段階	基準額 × 0.50	3,100	37,200
第2段階	基準額 × 0.73	4,526	54,312
第3段階	基準額 × 0.75	4,650	55,800
第4段階	基準額 × 0.90	5,580	66,960
第5段階	基準額 × 1.00	6,200	74,400
第6段階	基準額 × 1.25	7,750	93,000
第7段階	基準額 × 1.30	8,060	96,720
第8段階	基準額 × 1.35	8,370	100,440
第9段階	基準額 × 1.50	9,300	111,600
第10段階	基準額 × 1.55	9,610	115,320
第11段階	基準額 × 1.60	9,920	119,040
第12段階	基準額 × 1.70	10,540	126,480



#### (4) 2025年及び2040年を見据えた保険料基準額(推計)

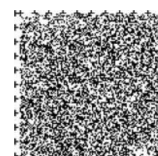
2025年及び2040年における第1号被保険者の保険料を、それぞれ下表のとおり見込みました。

保険料収納必要額の見込み 単位:円

	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
標準給付費見込額 ①	3,880,262,139	3,937,040,528
地域支援事業費 ②	98,284,311	85,357,701
介護予防・日常生活支援総合事業費 ③	50,324,846	44,267,486
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	44,159,465	37,290,215
包括的支援事業(社会保障充実分)	3,800,000	3,800,000
第1号被保険者負担相当額 ((①+②)×23.4% 26.8%) ④	930,979,869	1,078,002,725
調整交付金相当額 ((①+③)×5%) ⑤	196,529,349	199,065,401
調整交付金見込額 ⑥	325,846,000	424,009,000
調整交付金見込交付割合	8.29%	10.65%
後期高齢者加入割合補正係数	0.93420	0.85780
所得段階別加入割合補正係数	0.92000	0.92000
財政安定化基金償還金 ⑦	0	0
財政安定化基金拠出金見込額 ⑧	0	0
準備基金取崩額 ⑨	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 ⑩	0	0
<b>保険料収納必要額(④+⑤-⑥+⑦+⑧-⑨-⑩) ⑪</b>	<b>801,663,219</b>	<b>853,059,126</b>
予定保険料収納率 ⑫	97.30%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数 ⑬	9,621	8,125
介護保険料基準額 年額(⑪÷⑫÷⑬)	85,637	107,902
介護保険料基準額 月額(⑪÷⑫÷⑬÷12)	7,136	8,992

所得段階別加入割合補正後被保険者数(弾力化をした場合) 単位:人

段階	令和7年(2025)		令和22年(2040)	
	人数	(構成比)	人数	(構成比)
第1段階	1,437	(14.9%)	1,213	(14.9%)
第2段階	1,214	(12.6%)	1,025	(12.6%)
第3段階	883	(9.2%)	746	(9.2%)
第4段階	719	(7.5%)	608	(7.5%)
第5段階	1,037	(10.8%)	876	(10.8%)
第6段階	1,944	(20.2%)	1,641	(20.2%)
第7段階	941	(9.8%)	794	(9.8%)
第8段階	568	(5.9%)	481	(5.9%)
第9段階	260	(2.7%)	219	(2.7%)
第10段階	133	(1.4%)	113	(1.4%)
第11段階	155	(1.6%)	131	(1.6%)
第12段階	330	(3.4%)	279	(3.4%)
計	9,621	(100.0%)	8,125	(100.0%)



## 4 介護保険事業の安定的運営に向けて

介護事業者等が、介護が必要な高齢者等に、過不足のない適正な介護サービスを提供できるよう促進するとともに、質の高いサービス提供を支援します。今後も、介護ニーズが高まる中、適正な給付を行うことで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能で安定した介護保険制度の運営に努めていく必要があります。

### (1) 介護給付費の適正化

介護給付の適正化については、主要5事業に取り組み、不正又は不適切なサービス提供が行われている事業所には確認を行い、適切な指導や注意喚起等に努めます。

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定については、曾於地区介護保険組合で実施しており、認定調査票全体の点検を実施しています。不備が認められた場合は、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い、認定調査の平準化を図ります。

#### ② ケアプランの点検

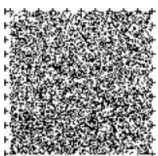
ケアプラン点検支援マニュアルに基づき、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかの点検及び指導を行っていきます。また、高齢者の在宅生活を継続的なものにするため、地域資源等の活用や真に本人が望むサービスが受けられるよう、研修会を実施するなど介護支援専門員等のスキルの向上に努めます。

#### ③ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

住宅改修については、改修を行おうとする受給者宅を訪問し、工事着工前の実態確認を行っていきます。また、必要に応じ複数事業者からの見積徴収を行い、受給者の状態にそぐわない不適切な住宅改修を防止します。また、福祉用具貸与については、適切な用途を図るため、貸与実態の把握に努めます。

#### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託し、国保連合会が保有する医療情報と介護給付の情報を突合し、医療と介護の重複請求を排除し、適正化を図ります。





### ⑤ 介護給付費通知

介護サービスの利用者全員に対し、年2回介護給付費通知を送付しています。

## (2) 介護サービスの質の向上

生産年齢人口の減少に伴い、サービスの担い手となる介護職員の不足が懸念される中、介護支援専門員、ホームヘルパー、訪問看護師等の介護サービス従事者の専門職としての能力の保持・向上を図り、従事する介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

また、介護認定に対する不満やサービス事業者に対する苦情などの市介護保険総合窓口で対応が困難な場合は、県の介護保険審査会及び国民健康保険団体連合会と連携し、対応します。

## (3) 地域密着型介護サービス事業所の指導・監督等

地域密着型介護サービス事業所等の適正なサービスの確保と質の向上を図るため、人員、設備及び運営に関する基準について、実地指導及び集団指導を通して制度の周知を徹底していきます。また、利用者の権利擁護等の指導及び監督に努めます。

